議案第９号

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和４年３月２４日　提出

唐津市教育委員会

教育長　栗　原　宣　康

提案理由　　唐津市教育委員会事務局組織の機構改革に伴い改正するもの。

規　則　案　の　概　要

１　規則案の題名

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

２　改正理由

唐津市教育委員会事務局組織の機構改革に伴い改正するもの。

３　改正内容

（１）学校給食課の新設

事務局組織に「学校給食課」を新設し、学校給食に関する業務を集約することにより業務の効率化を図るとともに、西部学校給食センター（仮称）の運用開始に向けた整備を進めるもの。

（２）学校教育関係業務の市民センターからの集約

市民センター産業･教育課の分掌事務となっている学校教育関係業務について、一部を除き教育総務課、学校教育課、学校支援課、新設する学校給食課に集約することにより業務の効率化を図るもの。

４　施行期日

令和４年４月１日から施行する。

唐津市教育委員会規則第　　号

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

唐津市教育委員会事務局組織規則（平成１７年教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

課		係等
	かい	

を

」

「

課	係等

に、

」

「

学校支援課		学校支援係　学務係
	東部学校給食センター	東部学校給食センター

を

」

「

学校支援課	学校支援係　学務係

に改め、

」

学校支援課の項の次に次のように加える。

「

学校給食課	東部学校給食センター係　学校給食係

」

第７条第２項第１４号中「整備」を「建設」に改め、同条第４項中第１号を削り、

第２号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同項第７号中「奨学基金」の次に「及び奨学金」を加え、同号を同項第６号とし、同項第８号から第１６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第７項第１号中「学校教育施設の管理及び維持補修に関すること」を「学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること」に改め、同項中第３号から第６号までを削り、第７号から第１２号までを４号ずつ繰り上げ、第１３号から第１５号までを削り、第１６号を第９号とし、同項を同条第８項とし、同条第８項第１号中「学校教育施設の管理及び維持補修に関すること」を「学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること」に改め、同項中第３号から第６号までを削り、第７号から第１２号までを４号ずつ繰り上げ、第１３号を削り、第１４号を第９号とし、同項を同条第９項とし、同条第９項第１号中「学校教育施設の管理及び維持補修に関すること」を「学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること」に改め、同項中第３号から第６号までを削り、第７号から第１３号までを４号ずつ繰り上げ、第１４号から第１６号までを削り、第１７号を第１０号とし、同項を同条第１０項とし、同条第１０項第１号中「学校教育施設の管理及び維持補修に関すること」を「学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること」に改め、同項中第３号から第６号までを削り、第７号から第１２号までを４号ずつ繰り上げ、第１３号から第１５号までを削り、第１６号を第９号とし、同項を同条第１１項とし、同条第１１項第１号中「学校教育施設の管理及び維持補修に関すること」を「学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること」に改め、同項中第３号及び第４号を削り、第５号を第３号とし、第６号を削り、第７号から第１３号までを３号ずつ繰り上げ、第１４号及び第１５号を削り、第１６号を第１１号とし、同項を同条第１２項とし、同条第１２項第１号中「学校教育施設の管理及び維持補修に関すること」を「学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること」に改め、同項中第３号及び第４号を削り、第５号を第３号とし、第６号を削り、第７号から第１３号までを３号ずつ繰り上げ、第１４号及び第１５号を削り、第１６号を第１１号とし、同項を同条第１３項とし、同条第１３項第１号中「学校教育施設の管理及び維持補修に関すること」を「学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること」に改め、同項中第３号及び第４号を削り、

第５号を第３号とし、第６号を削り、第７号から第１３号までを３号ずつ繰り上げ、第１４号及び第１５号を削り、第１６号を第１１号とし、同項を同条第１４項とし、同条第１４項第１号中「学校教育施設の管理及び維持補修に関すること」を「学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること」に改め、同項中第３号から第６号までを削り、第７号を第３号とし、第８号から第１２号までを４号ずつ繰り上げ、第１３号及び第１４号を削り、第１５号を第９号とし、同項を同条第１５項とし、同条中第５項を第６項とし、第６項を第７項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　学校給食課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 給食センター内の連絡調整に関すること。

(2) 学校給食の運営に関すること。

(3) 学校給食調理場安全衛生委員会に関すること。

(4) 給食施設の管理及び維持補修等に関すること。

(5) 東部学校給食センターの管理に関すること。

(6) 新給食センター整備に関すること。

(7) 新給食センター稼働に伴う調整に関すること。

(8) 学校給食の会計に関すること。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

議案第９号参考資料

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

改　　正　　案

（趣旨）

第１条　略

（事務局の組織）

第２条　事務局の組織は、次のとおりとする。

課	係等
学校教育課	教職員人事係　指導係
学校支援課	学校支援係　学務係
学校給食課	東部学校給食センター係　学校給食係
生涯学習文化財課	社会教育係　人権・同和教育係　青少年支援センター　都市コミュニティセンター　文化財保護係　文化財調査係
略	略

（課の分掌事務）

第７条　略

２　教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13)　略

現　　行

（趣旨）

第１条　略

（事務局の組織）

第２条　事務局の組織は、次のとおりとする。

課		係等
	かい	
学校教育課		教職員人事係　指導係
学校支援課		学校支援係　学務係
	東部学校給食センター	東部学校給食センター
生涯学習文化財課		社会教育係　人権・同和教育係　青少年支援センター　都市コミュニティセンター　文化財保護係　文化財調査係
略		略

（課の分掌事務）

第７条　略

２　教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13)　略

(14) 新給食センターの建設に関すること。

(15) 略

3　略

4　学校支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 奨学基金及び奨学金に関すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

5　学校給食課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 給食センター内の連絡調整に関すること。

(14) 新給食センターの整備に関すること。

(15) 略

3　略

4　学校支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校給食の運営に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 奨学基金＿＿＿＿＿に関すること。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(2) 学校給食の運営に関すること。	
(3) 学校給食調理場安全衛生委員会に関すること。	
(4) 給食センター施設の管理及び維持補修等に関すること。	
(5) 東部学校給食センターの管理に関すること。	
(6) 新給食センター整備に関すること。	
(7) 新給食センター稼働に伴う調整に関すること。	
(8) 学校給食の会計に関すること。	
6　略	5　略
7　略	6　略
8　浜玉市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。	7　浜玉市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。	(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。
(2) 略	(2) 略
	(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。
	(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。
	(5) 学校給食に関すること。
	(6) 奨学基金に関すること。
(3) 略	(7) 略
(4) 略	(8) 略
(5) 略	(9) 略
(6) 略	(10) 略
(7) 略	(11) 略
(8) 略	(12) 略

(9) 略

9　厳木市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

１０　相知市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。

(2) 略

(13) 庁用車の管理に関すること。

(14) 歳計外現金に関すること。

(15) 徴収嘱託に関すること。

(16) 略

8　厳木市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 略

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 奨学基金に関すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 歳計外現金に関すること。

(14) 略

9　相知市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

１１　北波多市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。

(2) 略

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 奨学基金及び奨学金に関すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 庁用車の管理に関すること。

(15) 歳計外現金に関すること。

(16) 徴収嘱託に関すること。

(17) 略

１０　北波多市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 略

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 奨学基金に関すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

１２　肥前市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 庁用車の管理に関すること。

(14) 歳計外現金に関すること。

(15) 徴収嘱託に関すること。

(16) 略

１１　肥前市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 略

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 略

(6) 奨学基金及び奨学金に関すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

１３　鎮西市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。

(2) 公印の保管に関すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 歳計外現金に関すること。

(15) 徴収嘱託に関すること。

(16) 略

１２　鎮西市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 公印の保管に関すること。

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 略

(6) 奨学基金に関すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 歳計外現金に関すること。

(15) 徴収嘱託に関すること。

(16) 略

１４　呼子市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

１５　七山市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育に関する相談等の受付及び初動対応に関すること。

(2) 略

１３　呼子市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 略

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 略

(6) 奨学基金及び奨学金に関すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 歳計外現金に関すること。

(15) 徴収嘱託に関すること。

(16) 略

１４　七山市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 略

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 （係の分掌事務） 第８条　略 （臨時又は特別の事務） 第９条　略 （文書事務処理） 第１０条　略	(5) 学校給食に関すること。 (6) 奨学基金及び奨学金に関すること。 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 歳計外現金に関すること。 (14) 徴収嘱託に関すること。 (15) 略 （係の分掌事務） 第８条　略 （臨時又は特別の事務） 第９条　略 （文書事務処理） 第１０条　略

○唐津市教育委員会事務局組織規則

平成１７年１月１日

教育委員会規則第７号

改正　平成１７年７月２８日教委規則第７８号

平成１７年８月２６日教委規則第７９号

平成１８年１月１日教委規則第２号

平成１８年４月１日教委規則第２５号

平成１９年３月３１日教委規則第１３号

平成１９年８月３１日教委規則第１４号

平成２０年３月２８日教委規則第３号

平成２０年３月３１日教委規則第８号

平成２１年４月１日教委規則第１７号

平成２１年１０月２９日教委規則第３１号

平成２２年３月２５日教委規則第１号

平成２２年３月３１日教委規則第４号

（唐津市奨学基金条例施行規則等の一部を改正する規則第２条による改正）

平成２２年７月２３日教委規則第３４号

平成２３年８月２４日教委規則第１３号

平成２４年３月２７日教委規則第５号

平成２４年１２月２７日教委規則第１１号

平成２５年３月２７日教委規則第２号

平成２５年６月２６日教委規則第８号

平成２７年３月２７日教委規則第５号

平成２８年７月２８日教委規則第８号

平成２９年３月２３日教委規則第１号

平成３０年５月２４日教委規則第２号

平成３１年３月２８日教委規則第１号

（唐津市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則第１条による改正）

令和２年１０月２２日教委規則第７号

（唐津市立幼稚園廃止に伴う関係規則の整理に関する規則第１条による改正）

令和３年３月２４日教委規則第５号

（唐津市都市青年の家廃止に伴う関係規則の整理に関する規則第１条による改正）

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１８条第２項の規定に基づき、唐津市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及び分掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局の組織）

第２条　事務局の組織は、次のとおりとする。

課 かい	係等
教育企画課	企画係
教育総務課	庶務係　施設係
学校教育課	教職員人事係　指導係
学校支援課	学校支援係　学務係
東部学校給食センター	東部学校給食センター
生涯学習文化財課	社会教育係　人権・同和教育係　青少年支援センター　都市コミュニティセンター　文化財保護係　文化財調査係
近代図書館	庶務係　学芸係　図書サービス係　相知図書館
浜玉市民センター産業・教育課	教育係
厳木市民センター	教育係

産業・教育課	
相知市民センター産業・教育課	教育係
北波多市民センター産業・教育課	教育係
肥前市民センター産業・教育課	教育係　肥前学校給食センター
鎮西市民センター産業・教育課	教育係　鎮西学校給食センター
呼子市民センター産業・教育課	教育係　呼子学校給食センター
七山市民センター産業・教育課	教育係

（平１７教委規則７８・平１７教委規則７９・平１８教委規則２・平１８教委規則２５・平１９教委規則１３・平１９教委規則１４・平２０教委規則８・平２１教委規則３１・平２２教委規則１・平２２教委規則４・平２２教委規則３４・平２４教委規則５・平２５教委規則２・平２７教委規則５・平２８教委規則８・平２９教委規則１・平３０教委規則２・平３１教委規則１・令２教委規則７・一部改正）

（職位及びその職能）

第３条　事務局に、本庁にあっては教育部長及び教育副部長、市民センターにあっては市民センター長を置く。

２　教育部長は、教育長が行う教育行政における重要施策の決定を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。

３　教育部長は、配属職員を流動的に配置変更し、分掌事務の業務が機能的かつ能率的に執行できるよう図らなければならない。

４　教育副部長は、教育部長を補佐し、教育部長の指示する事務を掌理する。

５　市民センター長は、配属職員を流動的に配置変更し、分掌事務の業務が機能的かつ能率的に執行できるよう図らなければならない。

（平２１教委規則１７・平２２教委規則４・平２７教委規則５・一部改正）

第４条　課に課長（課長相当職を含む。）を置き、必要に応じ副課長（副課長相当職を含む。）を置くことができる。

２　課長は、上司の命を受けて、課の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

３　副課長は、課長を補佐し、課長の指示する事務を掌理する。

（平２２教委規則４・一部改正）

第５条　係に係長（係長相当職を含む。）を置く。

２　係長は、上司の命を受けて、係の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

３　係に主査及び副主査を置くことができる。

４　主査及び副主査は、上司の命を受けて、係の分掌事務の一部を処理する。

（平２２教委規則４・一部改正）

（参事）

第６条　事務局又は課に参事を置くことができる。

２　参事は、上司の命を受けて、特殊の事務を処理する。

（課の分掌事務）

第７条　教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における基本的な事業計画の企画推進に関すること。

(2) 通学区域に関すること。

(3) 教育財産の処分に関すること。

(4) 新給食センターの企画に関すること。

２　教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会内の連絡調整に関すること。

(2) 教育委員に関すること。

(3) 教育委員会規則、規程等の制定及び改廃に関すること。

(4) 教育委員会所属職員の任免、分限、服務、賞罰、給与その他人事に関するこ

と。

(5) 教育委員会の交際に関すること。

(6) 文書の収受、発送、整理及び保存に関すること。

(7) 公印に関すること。

(8) 教育行政の相談に関すること。

(9) 教育委員会施設の建設及び維持補修等に関すること。

(10) 教育委員会施設の設置及び廃止に関すること。

(11) 学校教育施設の管理に関すること。

(12) 教育財産の取得及び処分に関すること。

(13) 庁用車の管理に関すること。

(14) 新給食センターの整備に関すること。

(15) 歳計外現金に関すること。

3　学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育の計画、指導及び助言に関すること。

(2) 教職員の分限、服務、賞罰、給与その他人事に関すること。

(3) 学校教職員の研修計画及び実施に関すること。

(4) 教科指導及び生徒指導に関すること。

(5) 教科用図書の採択に関すること。

(6) 学校教育の調査研究に関すること。

(7) 学校人権・同和教育の啓発に関すること。

(8) 適正就学指導及び特別支援教育に関すること。

(9) 学校体育に関すること。

(10) 教育相談に関すること。

(11) 教職員の叙勲、栄典に関すること。

(12) 歳計外現金に関すること。

4　学校支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校給食の運営に関すること。

(2) 児童生徒の就学及び転入学に関すること。

(3) 外国人英語指導助手に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 学校環境の衛生管理に関すること。

(6) 就園及び就学助成等に関すること。

(7) 奨学基金に関すること。

(8) 通学路に関すること。

(9) 小中学校の教材に関すること。

(10) 小中学校の設備に関すること。

(11) 通学支援に関すること。

(12) 学校事務に関すること。

(13) 学校運営の支援に関すること。

(14) 学校と地域の連携に関すること。

(15) 徴収嘱託に関すること。

(16) 歳計外現金に関すること。

5　生涯学習文化財課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習のための施策の調整に関すること。

(2) 社会教育施策の企画推進に関すること。

(3) 社会教育委員に関すること。

(4) 公民館に関すること。

(5) コミュニティ活動に関すること。

(6) ユネスコ活動に関すること。

(7) 社会人権・同和教育の啓発に関すること。

(8) 社会教育施設の管理運営に関すること。

(9) 社会教育関係団体に関すること。

(10) 唐津市勤労青少年ホームに関すること。

(11) 唐津市同和教育集会所に関すること。

(12) 唐津市青少年支援センターに関すること。

(13) 唐津市都市コミュニティセンターに関すること。

(14) 文化財に関すること。

(15) 文化施設内の遺物の取り扱いに関すること。

(16) 歳計外現金に関すること。

6　近代図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 近代図書館の運営及び維持管理に関すること。

(2) 相知図書館の運営及び維持管理に関すること。

(3) 図書館資料の館内閲覧及び館外貸出しに関すること。

(4) 図書館資料の分類及び目録に関すること。

(5) 図書資料等の調査、収集及び管理に関すること。

(6) 他の図書館・学校・公民館等との連絡及び協力に関すること。

(7) 貸出文庫に関すること。

(8) 美術展覧会等の企画運営に関すること。

(9) 美術品等の調査、収集及び保管に関すること。

(10) 読書推進に関すること。

(11) 庁用車の管理に関すること。

(12) 歳計外現金に関すること。

7　浜玉市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 公印の保管に関すること。

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 奨学基金に関すること。

(7) 社会教育施設に関すること。

(8) 生涯学習推進事業に関すること。

(9) 青少年の健全育成に関すること。

(10) 公民館活動に関すること。

(11) 文化財に関すること。

(12) 教育関係団体に関すること。

(13) 庁用車の管理に関すること。

(14) 歳計外現金に関すること。

(15) 徴収嘱託に関すること。

(16) 人権・同和教育及び啓発に関すること。

8　厳木市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 公印の保管に関すること。

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 奨学基金に関すること。

(7) 社会教育施設に関すること。

(8) 生涯学習推進事業に関すること。

(9) 青少年の健全育成に関すること。

(10) 公民館活動に関すること。

(11) 文化財に関すること。

(12) 教育関係団体に関すること。

(13) 歳計外現金に関すること。

(14) 人権・同和教育及び啓発に関すること。

9　相知市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 公印の保管に関すること。

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 奨学基金及び奨学金に関すること。

(7) 社会教育施設に関すること。

(8) 生涯学習推進事業に関すること。

(9) 青少年の健全育成に関すること。

(10) 公民館活動に関すること。

(11) 文化財に関すること。

(12) 教育集会所に関すること。

(13) 教育関係団体に関すること。

(14) 庁用車の管理に関すること。

(15) 歳計外現金に関すること。

(16) 徴収嘱託に関すること。

(17) 人権・同和教育及び啓発に関すること。

１０　北波多市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 公印の保管に関すること。

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 奨学基金に関すること。

(7) 社会教育施設に関すること。

(8) 生涯学習推進事業に関すること。

(9) 青少年の健全育成に関すること。

(10) 公民館活動に関すること。

(11) 文化財に関すること。

(12) 教育関係団体に関すること。

(13) 庁用車の管理に関すること。

(14) 歳計外現金に関すること。

(15) 徴収嘱託に関すること。

(16) 人権・同和教育及び啓発に関すること。

１１　肥前市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 公印の保管に関すること。

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 奨学基金及び奨学金に関すること。

(7) 社会教育施設に関すること。

(8) 生涯学習推進事業に関すること。

(9) 青少年の健全育成に関すること。

(10) 公民館活動に関すること。

(11) 文化財に関すること。

(12) 教育関係団体に関すること。

(13) 庁用車の管理に関すること。

(14) 歳計外現金に関すること。

(15) 徴収嘱託に関すること。

(16) 人権・同和教育及び啓発に関すること。

１２　鎮西市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 公印の保管に関すること。

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 奨学基金に関すること。

(7) 社会教育施設に関すること。

(8) 生涯学習推進事業に関すること。

(9) 青少年の健全育成に関すること。

(10) 公民館活動に関すること。

(11) 文化財に関すること。

(12) 教育関係団体に関すること。

(13) 庁用車の管理に関すること。

(14) 歳計外現金に関すること。

(15) 徴収嘱託に関すること。

(16) 人権・同和教育及び啓発に関すること。

１３　呼子市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 公印の保管に関すること。

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 奨学基金及び奨学金に関すること。

(7) 社会教育施設に関すること。

(8) 生涯学習推進事業に関すること。

(9) 青少年の健全育成に関すること。

(10) 公民館活動に関すること。

(11) 文化財に関すること。

(12) 教育関係団体に関すること。

(13) 庁用車の管理に関すること。

(14) 歳計外現金に関すること。

(15) 徴収嘱託に関すること。

(16) 人権・同和教育及び啓発に関すること。

１４　七山市民センター産業・教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育施設の管理及び維持補修に関すること。

(2) 公印の保管に関すること。

(3) 児童生徒の就学、転入学及び就学等助成に関すること。

(4) 教職員及び児童生徒の保健衛生に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 奨学基金及び奨学金に関すること。

(7) 社会教育施設に関すること。

(8) 生涯学習推進事業に関すること。

(9) 青少年の健全育成に関すること。

(10) 公民館活動に関すること。

(11) 文化財に関すること。

(12) 教育関係団体に関すること。

(13) 歳計外現金に関すること。

(14) 徴収嘱託に関すること。

(15) 人権・同和教育及び啓発に関すること。

（平１７教委規則７９・平１８教委規則２・平１８教委規則２５・平１９教委規則１３・平１９教委規則１４・平２０教委規則３・平２０教委規則８・平２１教委規則１７・平２１教委規則３１・平２２教委規則１・平２２教委規則４・平２３教委規則１３・平２４教委規則５・平２４教委規則１１・平２５教委規則２・平２５教委規則８・平２７教委規則５・平２８教委規則８・平３１教委規則１・令２教委規則７・令３教委規則５・一部改正）

（係の分掌事務）

第８条　係の分掌事務は、課長が定める。

（臨時又は特別の事務）

第９条　教育長は、臨時又は特別の事務については、別に主管者を定めて処理させることができる。

（文書事務処理）

第１０条　この規則に定めるもののほか、文書事務の処理に関し必要な事項は、唐津市文書規程（平成１７年規程第１２号）の例による。

（平２２教委規則３４・追加）

附　則

この規則は、平成１７年１月１日から施行する。

附　則（平成１７年教委規則第７８号）

この規則は、平成１７年８月１日から施行する。

附　則（平成１７年教委規則第７９号）

この規則は、平成１７年９月１日から施行する。

附　則（平成１８年教委規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年教委規則第２５号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年教委規則第１３号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年教委規則第１４号）

この規則は、平成１９年９月１日から施行する。

附　則（平成２０年教委規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年教委規則第８号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年教委規則第１７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年教委規則第３１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年教委規則第４号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年教委規則第３４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年教委規則第１３号）

（施行期日）

この規則は、平成２３年８月２４日から施行する。

附　則（平成２４年教委規則第５号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年教委規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年教委規則第２号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年教委規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年教委規則第５号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年教委規則第８号）

この規則は、平成２８年８月１日から施行する。

附　則（平成２９年教委規則第１号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年教委規則第２号）

この規則は、平成３０年８月１日から施行する。

附　則（平成３１年教委規則第１号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年教委規則第７号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年教委規則第５号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

議案第１０号

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則制定について

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和４年３月２４日　提出

唐津市教育委員会

教育長　栗　原　宣　康

提案理由　唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成１７年教育委員会規則第１４号）第２２条の２に規定する学校事務共同実施組織の名称は、「学校共同事務室」と定めているが、佐賀県公立小中学校事務共同実施要綱では、学校事務共同実施組織の名称は、「学校運営支援室」と定められているため、名称を統一し改めるもの。

併せて、室長名も「共同事務室長」から「学校運営支援室長」に変更するもの。

また、別表の条項号のずれを修正するもの。

規　則　案　の　概　要

１　規則案の題名

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

２　改正理由

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成１７年教育委員会規則第１４号）第２２条の２に規定する学校事務共同実施組織の名称は、「学校共同事務室」と定めているが、佐賀県公立小中学校事務共同実施要綱では、学校事務共同実施組織の名称は、「学校運営支援室」と定められているため、名称を統一し改めるもの。

併せて、室長名も「共同事務室長」から「学校運営支援室長」に変更するもの。

また、別表の条項号のずれを修正するもの。

３　規則案の内容

「学校共同事務室」を「学校運営支援室」に、「共同事務室長」を「学校運営支援室長」に変更するとともに、字句を修正するもの。

また、別表の条項号のずれを修正するもの。

４　施行期日

令和４年４月１日から施行する。

唐津市教育委員会規則第　　号

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成１７年教育委員会規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第２２条の２第１項中「置くことができる」を「置く」に改め、同条第２項中「学校共同事務室」を「学校運営支援室」に改め、同条第３項中「学校共同事務室」を「学校運営支援室」に、「共同事務室長」を「学校運営支援室長」に改め、同条第４項中「学校共同事務室」を「学校運営支援室」に改める。

第２２条の３の見出し及び同条中「学校共同事務室長」を「学校運営支援室長」に改める。

別表中「１７」を「１８」に、「１８」を「１９」に、「１９」を「２０」に、「２２」を「２３」に、「２５」を「２６」に、「２６」を「２７」に、「２７」を「２８」に、「２８」を「２９」に、「３０」を「３１」に、「３１」を「３２」に、「３２」を「３３」に、「３６」を「３７」に、「３７」を「３８」に改める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

議案第１０号参考資料

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部改正新旧対照表

改　　正　　案

（学校事務共同実施組織）

第２２条の２　学校における事務及び業務の効率化並びに学校の円滑な運営を行うため、学校事務共同実施組織を置く。

２　学校事務共同実施組織の名称は、学校運営支援室とし、関係する学校の事務職員で構成するものとする。

３　学校運営支援室には、業務の総括者として学校運営支援室長を置く。

４　学校運営支援室の指導及び監督を行うため共同事務監を置くことができる。

５　略

（統括事務長又は事務長である学校運営支援室長専決）

第２２条の３　校長の権限に属する事務の一部を統括事務長又は事務長である学校運営支援室長に専決することができる範囲は、唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程（平成１７年教育委員会規程第１号）において定める。

別表（第４１条関係）

条	項	号	種別	形式
5			設備の亡失等	報告
7			警備、防災等の計画	報告
１８	1		校長の３日を超える休暇及び部分休業	承認
	2	1	産前休暇及び産後休暇	報告
		2	結核性疾患休暇	報告
		3	介護休暇	報告

現　　行

（学校事務共同実施組織）

第２２条の２　学校における事務及び業務の効率化並びに学校の円滑な運営を行うため、学校事務共同実施組織を置くことができる。

２　学校事務共同実施組織の名称は、学校共同事務室とし、関係する学校の事務職員で構成するものとする。

３　学校共同事務室には、業務の総括者として共同事務室長を置く。

４　学校共同事務室の指導及び監督を行うため共同事務監を置くことができる。

５　略

（統括事務長又は事務長である学校共同事務室長専決）

第２２条の３　校長の権限に属する事務の一部を統括事務長又は事務長である学校共同事務室長に専決することができる範囲は、唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程（平成１７年教育委員会規程第１号）において定める。

別表（第４１条関係）

条	項	号	種別	形式
5			設備の亡失等	報告
7			警備、防災等の計画	報告
１７	1		校長の３日を超える休暇及び部分休業	承認
	2	1	産前休暇及び産後休暇	報告
		2	結核性疾患休暇	報告
		3	介護休暇	報告

		4	その他３０日以上にわたる休暇	報告			4	その他３０日以上にわたる休暇	報告
１９			校長の３日以上にわたる出張	承認	１８			校長の３日以上にわたる出張	承認
２０	1		職員に関する調査表	報告	１９	1		職員に関する調査表	報告
	2		職員の氏名変更、死亡等	報告		2		職員の氏名変更、死亡等	報告
２３			教育計画	報告	２２			教育計画	報告
２６	2		出席停止	報告	２５	2		出席停止	報告
２７			事故	報告	２６			事故	報告
２８	2		校外行事（宿泊を要する場合）	承認	２７	2		校外行事（宿泊を要する場合）	承認
	2		校外行事（宿泊を必要としない場合）	届出		2		校外行事（宿泊を必要としない場合）	届出
２９			学校以外の施設の利用	承認	２８			学校以外の施設の利用	承認
３１	2		休業日の期日の変更、休業日の設定（第３１条に定めるもの	承認	３０	2		休業日の期日の変更、休業日の設定（第３１条に定めるもの	承認
			を除く。）					を除く。）	
３２	1		臨時休業（非常変災等の場合）	報告	３１	1		臨時休業（非常変災等の場合）	報告
	2		臨時休業（非常変災以外の場合）	承認		2		臨時休業（非常変災以外の場合）	承認
	3		臨時休業（教育委員会の指示の場合）	報告		3		臨時休業（教育委員会の指示の場合）	報告
３３	2		振替授業（恒例の学校行事に基づく場合）	届出	３２	2		振替授業（恒例の学校行事に基づく場合）	届出
			振替授業（恒例の学校行事以外に基づく場合）	承認				振替授業（恒例の学校行事以外に基づく場合）	承認
３７			教材の使用（教科書が発行されていない教科等の場合）	承認	３６			教材の使用（教科書が発行されていない教科等の場合）	承認
３８			教材の使用（副読本の類等の場合）	届出	３７			教材の使用（副読本の類等の場合）	届出

○唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則

平成１７年１月１日

教育委員会規則第１４号

改正　平成１８年８月１日教委規則第２７号

平成２０年３月２８日教委規則第６号

平成２０年４月２５日教委規則第１０号

平成２１年２月２６日教委規則第３号

平成２１年４月２４日教委規則第２０号

平成２１年６月２５日教委規則第２８号

平成２２年４月２２日教委規則第５号

平成２２年１１月２５日教委規則第１０号

平成２３年３月２４日教委規則第３号

平成２３年９月２２日教委規則第１４号

平成２４年５月２４日教委規則第６号

平成２５年１月２４日教委規則第１号

平成２５年３月２７日教委規則第４号

平成２７年３月２７日教委規則第８号

令和２年５月２８日教委規則第４号

令和２年６月２５日教委規則第５号

令和３年３月２４日教委規則第３号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　施設及び設備（第３条―第７条）

第３章　職員及び学校組織（第８条―第２２条の３）

第４章　教育活動（第２３条―第２９条）

第５章　学期、休業日等（第３０条―第３３条）

第６章　教材の取扱い（第３４条―第３８条）

第７章　雑則（第３９条―第４１条）

第８章　補則（第４２条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、唐津市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における管理運営の基本的事項を定めるものとする。

（管理規程）

第２条　この規則をもって、学校の管理規程とみなす。

（平２１教委規則２０・全改）

第２章　施設及び設備

（管理の責任者）

第３条　校長は、条例、規則その他の規程に従い、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を総括し、その整備に努めなければならない。

２　職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分任する。

（施設等の表簿）

第４条　校長は、備品台帳その他管理に関する表簿を調製し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

（設備の亡失等）

第５条　校長は、学校の施設及び設備の全部若しくは一部が損傷し、又は亡失した場合並びに廃棄手続を必要とする場合には、速やかに教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。

（施設の貸与）

第６条　校長は、別に定めるところにより、学校の施設及び設備を社会教育その他の公共のために、使用させることができる。

（警備、防災等の計画）

第７条　校長は、学年の初めに学校の警備及び防火その他の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

第３章　職員及び学校組織

（副校長）

第８条　学校に副校長を置くことができる。

２　副校長は、校長が命ずる事務を掌理する。

３　副校長は、校長不在のときは、職務を代行することができる。

（平２５教委規則１・追加）

（教頭）

第８条の２　学校に教頭を置く。ただし、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

２　教頭は、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）が不在のときは、その職務を代行することができる。この場合において、教頭が２人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序でその職務を代行する。

（平２５教委規則１・旧第８条繰下・一部改正）

（主幹教諭）

第８条の３　小中学校に主幹教諭を置くことができる。

２　主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、任された校務を整理し、児童生徒の教育をつかさどる。

（平２０教委規則６・追加、平２５教委規則１・旧第８条の２繰下・一部改正）

（指導教諭）

第８条の４　小中学校に指導教諭を置くことができる。

２　指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

（平２５教委規則１・追加）

（事務長等）

第８条の５　学校に統括事務長、事務長、事務主幹、事務主任、主任主査、主査又は主事を置くことができる。

２　統括事務長は、校長の監督を受け、学校事務事業及び事務職員その他の職員を管理監督し、及び業務の統括・調整を行うものとする。また、事務をつかさどる。

３　事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。ただし、事務長の事務について本務の学校以外のものは兼務する学校の校長が行うことができる。

４　事務主幹及び事務主任は、校長又は事務長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

５　主任主査、主査又は主事は、校長又は事務長の監督を受け、事務をつかさどる。

（平２３教委規則１４・追加、平２５教委規則１・旧第８条の３繰下、平２５教委規則４・平２７教委規則８・令３教委規則３・一部改正）

（教務主任等）

第９条　学校に教務主任、学年主任、司書教諭及び保健主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、学年主任及び司書教諭を置かないことができる。

２　教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

３　学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

４　司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する事項の管理に当たる。

５　保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

６　教務主任、学年主任及び司書教諭は、当該学校の教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命じる。

７　保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告する。

（平２１教委規則２０・平２２教委規則５・平２３教委規則３・平２３教委規則１４・平２７教委規則８・一部改正）

（生徒指導主事等）

第１０条　中学校に生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

２　生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当

該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

３　進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

４　生徒指導主事及び進路指導主事は、当該学校の教諭のうちから校長の意見を聴いて教育委員会が命じる。

（主任等の任期）

第１１条　前２条に規定する主任等の任期は、４月１日（学年の途中において主任を命ぜられた者にあっては、当該命ぜられた日）から当該学年の末日までとし、再任を妨げない。

（栄養教諭等）

第１２条　学校に、栄養教諭又は主任学校栄養職員を置くことができる。

２　栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

３　主任学校栄養職員は、上司の命を受け、技術を処理する。

（平２１教委規則２８・全改）

（校務の分掌）

第１３条　校長は、法令及びこの規則に定めるものを除くほか、必要な校務分掌組織を定め、職員に分掌を命ずるものとする。

（教科学級担任等）

第１４条　校長は、教科及び学級を担任する職員並びに道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を指導する職員を命ずるものとする。

（平２０教委規則１０・一部改正）

（職員の勤務時間等）

第１５条　週休日及び勤務時間の割振り、休憩時間、休息時間並びに休日の代休日については、佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和３１年佐賀県条例第５１号）の定めるところにより校長が定める。

（教育職員の業務量の適切な管理）

第１６条　教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特

別措置法（昭和４６年法律第７７号）第２条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第７条の指針に規定する在校等時間を言う。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第６条第３項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く）以外の日における正規の勤務時間を言う。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1)　１か月について４５時間

(2)　１年について３６０時間

２　教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1)　１か月について１００時間未満

(2)　１年のうち７２０時間

(3)　１年のうち１か月において所定の勤務時間以外の時間において４５時間を超えて業務を行う月数について６か月

３　前２項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

（令２教委規則５・追加）

（日宿直）

第１７条　校長は、正規の勤務時間以外の時間において必要と認めるときは、職員以外の者に委託して、日宿直員を置くことができる。ただし、特別の事情があると認めるときは、職員をして日宿直員とすることができる。

２　日宿直員は、学校の施設、設備及び書類等の保全、外部との連絡、文書の収受並びに校内の監視を行う。

３　前２項に定めるもののほか、日宿直に関し必要な事項は、校長が定める。

（令２教委規則５・旧第１６条繰下）

（休暇等）

第１８条　職員の休暇及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第９条第１項の規定に基づく部分休業（以下「部分休業」という。）は、校長が承認する。ただし、校長の３日を超える休暇及び部分休業については、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

２　校長は、次に掲げる休暇を承認した場合は、教育委員会に報告しなければならない。

(1) 産前休暇及び産後休暇

(2) 教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第１４条の規定の適用又は準用を受ける職員以外の職員の結核性疾患休暇

(3) 介護休暇

(4) 前３号に掲げるもののほか、３０日以上にわたる休暇

３　前２項に定めるもののほか、職員の休暇の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（平２３教委規則１４・一部改正、令２教委規則５・旧第１７条繰下）

（出張）

第１９条　職員の出張は、校長が命ずる。ただし、校長の宿泊を伴う出張で引き続き３日以上にわたるものについては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

（令２教委規則５・旧第１８条繰下）

（職員に関する調査報告）

第２０条　校長は、毎学年５月１日現在における職員調査表を教育委員会に提出しなければならない。

２　校長は、前項に規定するもののほか、職員の氏名変更、死亡その他異例の事項については、その都度速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（令２教委規則５・旧第１９条繰下）

（職員会議）

第２１条　校長は、校務運営上必要と認めるときは、校長がつかさどる校務の円滑な執行を補助させるため、職員会議を置くことができる。

２　職員会議は、次に掲げるもののうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を所属職員に周知すること。

(2) 校長が校務運営に関する決定等を行う場合に、所属職員の意見を聴くこと。

(3) 校長が所属職員相互の連絡を図ること。

３　職員会議は、校長が招集し、及び主宰する。

４　前３項に定めるもののほか、職員会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

（令２教委規則５・旧第２０条繰下）

（学校評議員）

第２２条　学校に、学校評議員を置くことができる。

２　学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

３　学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育長が委嘱する。

（平２１教委規則２０・一部改正、令２教委規則５・旧第２１条繰下）

（学校事務共同実施組織）

第２２条の２　学校における事務及び業務の効率化並びに学校の円滑な運営を行うため、学校事務共同実施組織を置くことができる。

２　学校事務共同実施組織の名称は、学校共同事務室とし、関係する学校の事務職員で構成するものとする。

３　学校共同事務室には、業務の総括者として共同事務室長を置く。

４　学校共同事務室の指導及び監督を行うため共同事務監を置くことができる。

５　学校事務共同実施を円滑に進めるための必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（平２０教委規則６・追加、令２教委規則５・旧第２１条の２繰下）

（統括事務長又は事務長である学校共同事務室長専決）

第２２条の３　校長の権限に属する事務の一部を統括事務長又は事務長である学校共同事務室長に専決することができる範囲は、唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程（平成１７年教育委員会規程第１号）において定める。

（平２３教委規則３・追加、令２教委規則５・旧第２１条の３繰下、令３教委規則３・一部改正）

第４章　教育活動

（教育計画）

第２３条　校長は、学年の初めに少なくとも次に掲げる事項について教育計画を作成し、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1) その年度の教育目標

(2) 学年別教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間配当

(3) 学習指導及び児童生徒指導の大綱並びに保健衛生指導の要綱

(4) 教科及び学級を担任する職員並びに道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を指導する職員

(5) 学校行事

（平２０教委規則１０・一部改正、令２教委規則５・旧第２２条繰下）

（学校評価）

第２４条　校長は、学校の教育水準の向上を図り、当該学校の教育目標を実現するため、教育活動その他の学校運営について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

２　前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

３　校長は、第１項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するものとする。

４　校長は、第１項及び前項の規定による評価の結果を、教育委員会に報告するものとする。

（平１８教委規則２７・追加、平２２教委規則１０・一部改正、令２教委

規則５・旧第２３条繰下）

（情報の積極的な提供）

第２５条　校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

（平１８教委規則２７・追加、令２教委規則５・旧第２４条繰下）

（出席停止）

第２６条　校長は、感染症にかかり、又はそのおそれのある児童生徒があるときは、その保護者に対してその児童生徒の出席停止を命ずることができる。

２　校長は、次に掲げる行為の１又は２以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒の保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずる必要があると認めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他教育活動の実施を妨げる行為

３　教育委員会は、前項の報告を受け、出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、出席停止通知書（第１号様式）により保護者に通知しなければならない。

４　校長は、出席停止の命令に係る児童生徒について出席停止を解除することが適当と認めるときは、出席停止解除に係る意見具申書（第２号様式）により教育委員会に報告しなければならない。

５　前３項に規定するもののほか、出席停止の命令に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（平１８教委規則２７・旧第２３条繰下、平２１教委規則３・一部改正、令２教委規則５・旧第２５条繰下）

（事故）

第２７条　校長は、児童生徒に事故による死亡その他重大な事件が生じた場合は、

速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（平１８教委規則２７・旧第２４条繰下、令２教委規則５・旧第２６条繰下）

（校外行事）

第２８条　修学旅行、対外競技、水泳、キャンプその他の校外行事を行う場合は、校長は、別に定める基準により実施しなければならない。

２　校長は、前項の行事の実施に当たって宿泊を必要とする場合にはあらかじめ教育委員会の承認を受け、その他の場合には教育委員会に届けなければならない。

（平１８教委規則２７・旧第２５条繰下、令２教委規則５・旧第２７条繰下）

（学校以外の施設の利用）

第２９条　校長は、学校以外の施設を利用しようとする場合、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(1) 利用期間が３日以上にわたるとき。

(2) 危険を伴うおそれがあるとき。

（平１８教委規則２７・旧第２６条繰下、令２教委規則５・旧第２８条繰下）

第５章　学期、休業日等

（学期）

第３０条　学年を分けて次の３学期とする。

第１学期　４月１日から８月３１日まで

第２学期　９月１日から１２月３１日まで

第３学期　１月１日から３月３１日まで

２　前項の規定にかかわらず、校長は、必要と認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、学期を変更することができる。

（平１８教委規則２７・旧第２７条繰下、令２教委規則５・旧第２９条繰下）

（休業日）

第３１条　休業日は、法令に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 春季休業日　４月１日から同月５日までの日。ただし、第１学年に限り、４月１日から入学式を行う前日までとする。

(2) 夏季休業日　７月２１日から８月３１日までの日

(3) 冬季休業日　１２月２５日から翌年１月７日までの日

(4) 学年末休業日　３月２５日から同月３１日までの日。ただし、小学校第６学年及び中学校第３学年は、卒業式の翌日から３月３１日までの日とする。

２　校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて休業日の期日を変更し、又は本条に定める休業日以外の休業日（第３１条による臨時休業日を除く。）を設けることができる。

（平１８教委規則２７・旧第２８条繰下、令２教委規則４・一部改正、令２教委規則５・旧第３０条繰下）

第３１条の２　校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受け、休業日を授業日にすることができる。

（令２教委規則４・追加、令２教委規則５・旧第３０条の２繰下）

（臨時休業）

第３２条　非常変災その他急迫の事情があって臨時に休業した場合は、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

２　校長は、前項に定めるもののほか、教育委員会の承認を受けて臨時に休業することができる。

３　教育委員会が特に必要と認め臨時の休業を指示した場合は、校長は、実施の状況を教育委員会に報告しなければならない。

（平１８教委規則２７・旧第２９条繰下、令２教委規則５・旧第３１条繰下）

（振替授業）

第３３条　校長は、教育上必要がある場合は、授業日と休業日を振り替えることができる。

２　校長は、前項に規定する振替が運動会、文化祭等の恒例の学校行事に基づく場

合には教育委員会に届け出て、その他の場合にはあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

（平１８教委規則２７・旧第３０条繰下、令２教委規則５・旧第３２条繰下）

第６章　教材の取扱い

（教材の意義）

第３４条　この章において「教材」とは、学校が教育活動のために使用する図書その他の材料をいう。

（平１８教委規則２７・旧第３１条繰下、令２教委規則５・旧第３３条繰下）

（共同利用）

第３５条　学校は、フィルム、スライド、テープ等の視聴覚教材その他これに類するもので高価な教材については、共同利用に努めなければならない。

（平１８教委規則２７・旧第３２条繰下、令２教委規則５・旧第３４条繰下）

（経済的負担の考慮）

第３６条　学校は、教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

（平１８教委規則２７・旧第３３条繰下、令２教委規則５・旧第３５条繰下）

（学校集金会計事務の取扱い）

第３６条の２　保護者が負担すべき経費は、必要に応じて学校で集金することができる。

２　校長は、集金した経費については、公金に準じた処理を行い、保護者に会計報告を行わなければならない。

（平２４教委規則６・追加、令２教委規則５・旧第３５条の２繰下）

第３７条　教科書が発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書については、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければなら

ない。

（平１８教委規則２７・旧第３４条繰下、令２教委規則５・旧第３６条繰下）

（届出を要する教材）

第３８条　次に掲げる教材を使用しようとする場合は、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(1) 副読本の類

(2) 休業中に使用させる夏休み帳、冬休み帳の類

(3) 学習の過程において使用させる練習帳の類

（平１８教委規則２７・旧第３５条繰下、令２教委規則５・旧第３７条繰下）

第７章　雑則

（学校要覧）

第３９条　学校は、学年の初めに学校要覧を作成するものとする。

２　前項の学校要覧には、別に定める事項を記載しなければならない。

（平１８教委規則２７・旧第３６条繰下、令２教委規則５・旧第３８条繰下）

（表簿）

第４０条　学校には、法令、条例、規則その他の規程に定めるもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。

(1) 学校沿革誌

(2) 卒業証書台帳

(3) 諸証明書台帳

(4) 給与台帳

(5) 旅行命令簿

(6) 日宿直日誌（日宿直員を置く学校のみ）

(7) 保健日誌

(8) 前各号に掲げるもののほか、必要な表簿

２　前項の表簿中、学校沿革誌及び卒業証書台帳は永久に、その他の表簿は５年間保存しなければならない。

（平１８教委規則２７・旧第３７条繰下、令２教委規則５・旧第３９条繰下、令３教委規則３・一部改正）

（承認申請等の一覧表）

第４１条　この規則で承認申請、報告、提出及び届出を要するものは、別表のとおりとする。

（平１８教委規則２７・旧第３８条繰下、令２教委規則５・旧第４０条繰下）

第８章　補則

第４２条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（平１８教委規則２７・旧第３９条繰下、令２教委規則５・旧第４１条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１７年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則（昭和３２年唐津市教育委員会規則第１０条）、浜玉町立小、中学校の管理に関する規則（昭和３２年浜玉町教育委員会規則第３号）、厳木町立小中学校の管理に関する規則（昭和３２年厳木町教育委員会規則第８号）、相知町立小・中学校の管理に関する規則（昭和３２年相知町教育委員会規則第１号）、北波多村立小中学校の管理に関する規則（昭和３２年北波多村教育委員会規則第１号）、肥前町立小・中学校の管理に関する規則（昭和３２年肥前町教育委員会規則第１号）、鎮西町立小・中学校の管理に関する規則（昭和５９年鎮西町教育委員会規則第１号）又は呼子町立小中学校の管理に関する規則（昭和３１年呼子町教育委員会規則第１号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１８年教委規則第２７号）

この規則は、平成１８年８月１日から施行する。

附　則（平成２０年教委規則第６号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年教委規則第１０号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第１４条及び第２２条の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年教委規則第３号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年教委規則第２０号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年教委規則第２８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年教委規則第５号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附　則（平成２２年教委規則第１０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年教委規則第３号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年教委規則第１４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年教委規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年教委規則第１号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年教委規則第４号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年教委規則第８号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和２年教委規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年教委規則第５号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（唐津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正）

２　唐津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成２４年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和３年教委規則第３号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第４１条関係）

（令２教委規則５・一部改正）

条	項	号	種別	形式
5			設備の亡失等	報告
7			警備、防災等の計画	報告
１７	1		校長の３日を超える休暇及び部分休業	承認
	2	1	産前休暇及び産後休暇	報告
		2	結核性疾患休暇	報告
		3	介護休暇	報告
		4	その他３０日以上にわたる休暇	報告
１８			校長の３日以上にわたる出張	承認
１９	1		職員に関する調査表	報告
	2		職員の氏名変更、死亡等	報告
２２			教育計画	報告
２５	2		出席停止	報告
２６			事故	報告

２７	2		校外行事（宿泊を要する場合）	承認
	2		校外行事（宿泊を必要としない場合）	届出
２８			学校以外の施設の利用	承認
３０	2		休業日の期日の変更、休業日の設定（第３１条に定めるものを除く。）	承認
３１	1		臨時休業（非常変災等の場合）	報告
	2		臨時休業（非常変災以外の場合）	承認
	3		臨時休業（教育委員会の指示の場合）	報告
３２	2		振替授業（恒例の学校行事に基づく場合）	届出
			振替授業（恒例の学校行事以外に基づく場合）	承認
３６			教材の使用（教科書が発行されていない教科等の場合）	承認
３７			教材の使用（副読本の類等の場合）	届出

第１号様式（第２６条関係）

（平２０教委規則６・令２教委規則５・一部改正）

第1号様式(第26条関係)

出　席　停　止　通　知　書

年　　月　　日

様

唐津市教育委員会　印

学校教育法第35条第1項(同法第49条の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり児童(生徒)の出席停止を命じます。

学校名 学年・組 児童生徒氏名	唐津市立　　学校 第　　学年　　組
出席停止の期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで(　　日間)
出席停止の理由	

第２号様式（第２６条関係）

（令２教委規則５・一部改正）

第2号様式(第26条関係)

出席停止解除に係る意見具申書

年　　月　　日

唐津市教育委員会　様

唐津市立　　学校
校長名　　印

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則第25条第4項の規定に基づき、次のとおり出席停止解除についての意見を具申します。

1　児童生徒の氏名、生年月日及び住所	氏名　　生年月日 住所
2　児童生徒の在籍する学年及び学級	第　　学年　　学級(組)
3　児童生徒の保護者の氏名及び住所	保護者氏名 保護者住所
4　出席停止を命じられた期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日(　　日間)
5　出席停止を解除することが適当と認める理由	
6　出席停止を解除することが適当と認める年月日	年　　月　　日

議案第１１号

唐津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について

唐津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和４年３月２４日　提出

唐津市教育委員会

教育長　栗　原　宣　康

提案理由　　唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成１７年教育委員会規則第１４号）の改正に伴い、「唐津市〇〇第〇学校共同事務室長印」の公印名を「唐津市〇〇第〇学校運営支援室長印」に改め、また、公印の保管者を「共同事務室長」から「学校運営支援室長」に改めるもの。

規　則　案　の　概　要

１　規則案の題名

唐津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

２　改正理由

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成１７年教育委員会規則第１４号）の改正に伴い、「唐津市〇〇第〇学校共同事務室長印」の公印名を「唐津市〇〇第〇学校運営支援室長印」に改め、また、公印の保管者を「共同事務室長」から「学校運営支援室長」に改めるもの。

３　規則案の内容

「唐津市〇〇第〇学校共同事務室長印」の公印名を「唐津市〇〇第〇学校運営支援室長印」に改め、また、公印の保管者を「共同事務室長」から「学校運営支援室長」に改めるもの。

４　施行期日

令和４年４月１日から施行する。

唐津市教育委員会規則第　　号

唐津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

唐津市教育委員会公印規則（平成１７年教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

唐津市〇〇第〇学校共同事務室長印	２１	れい書	方２１	共同事務室長

」

を

「

唐津市〇〇第〇学校運営支援室長印	２１	れい書	方２１	学校運営支援室長

」

に改める。

別表第３中

「　　「

２１		２１	
唐津市〇〇第〇学校共同事務室長印	を	唐津市〇〇第〇学校運営支援室長印	に改める。

」　　」

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

議案第１１号参考資料

唐津市教育委員会公印規則の一部改正新旧対照表

改　　正　　案

別表第１（第３条関係）

一般公印名	ひな形	書体	大きさ（ミリメートル）	保管者
唐津市教育委員会印	1	てん書	方３０	教育総務課長
	2		方３０	
	3		方１５	
唐津市教育委員会教育長印	4	れい書	方２４	教育総務課長
	5			
唐津市教育委員会教育長職務代行者	6	れい書	方２４	教育総務課長
唐津市立〇〇小学校長之印	7	れい書	方２１	各学校長
唐津市立〇〇小学校之印	8	れい書	方３６	各学校長
	9		方２４	
唐津市立〇〇中学校長之印	１０	れい書	方２１	各学校長
唐津市立〇〇中学校之印	１１	れい書	方４５	各学校長
	１２		方２４	
唐津市〇〇学校給食センター所長印	１３	れい書	方２１	各給食センター所長
唐津市〇〇公民館長印	１４	れい書	方２４	各公民館長
唐津市青少年支援セン	１５	れい書	方２１	青少年支援セン

現　　行

別表第１（第３条関係）

一般公印名	ひな形	書体	大きさ（ミリメートル）	保管者
唐津市教育委員会印	1	てん書	方３０	教育総務課長
	2		方３０	
	3		方１５	
唐津市教育委員会教育長印	4	れい書	方２４	教育総務課長
	5			
唐津市教育委員会教育長職務代行者	6	れい書	方２４	教育総務課長
唐津市立〇〇小学校長之印	7	れい書	方２１	各学校長
唐津市立〇〇小学校之印	8	れい書	方３６	各学校長
	9		方２４	
唐津市立〇〇中学校長之印	１０	れい書	方２１	各学校長
唐津市立〇〇中学校之印	１１	れい書	方４５	各学校長
	１２		方２４	
唐津市〇〇学校給食センター所長印	１３	れい書	方２１	各給食センター所長
唐津市〇〇公民館長印	１４	れい書	方２４	各公民館長
唐津市青少年支援セン	１５	れい書	方２１	青少年支援セン

ター所長之印				ター所長
唐津市勤労青少年ホーム所長印	１６	れい書	方２１	勤労青少年ホーム所長
唐津市都市コミュニティセンター所長印	１７	れい書	方２４	都市コミュニティセンター所長
唐津市働く婦人の家館長之印	１８	れい書	方２４	唐津市働く婦人の家館長
唐津市近代図書館印	１９	れい書	方２１	近代図書館長
唐津市近代図書館長之印	２０	れい書	方２１	近代図書館長
唐津市○○第○学校運営支援室長印	２１	れい書	方２１	学校運営支援室長

別表第３（第３条関係）

1

2

3

4

5

6

7

8

9

１０

１１

１２

ター所長之印				ター所長
唐津市勤労青少年ホーム所長印	１６	れい書	方２１	勤労青少年ホーム所長
唐津市都市コミュニティセンター所長印	１７	れい書	方２４	都市コミュニティセンター所長
唐津市働く婦人の家館長之印	１８	れい書	方２４	唐津市働く婦人の家館長
唐津市近代図書館印	１９	れい書	方２１	近代図書館長
唐津市近代図書館長之印	２０	れい書	方２１	近代図書館長
唐津市○○第○学校共同事務室長印	２１	れい書	方２１	共同事務室長

別表第３（第３条関係）

1

2

3

4

5

6

7

8

9

１０

１１

１２

１３
唐津市○
○学校給
食センタ
ー所長印

１４
唐津市
○○公民
館長印

１５
唐津市
青少年支援
センター
所長之印

１６
唐津市
ムー勤労青少
所長ホー
印ー青市

１７
唐津市都
市コミュニ
ティーセン
ター所長印

１８
唐津市働く
婦人の家館
長之印

１９
唐津市
書近代
館図
印市

２０
唐津市近
長代図書
之館
印

２１
唐津市○
○第○学
校運営支
務室長印

１３
唐津市○
○学校給
食センタ
ー所長印

１４
唐津市
○○公民
館長印

１５
唐津市
青少年支援
センター
所長之印

１６
唐津市
ムー勤労青少
所長ホー
印ー青市

１７
唐津市都
市コミュニ
ティーセン
ター所長印

１８
唐津市働く
婦人の家館
長之印

１９
唐津市
書近代
館図
印市

２０
唐津市近
長代図書
之館
印

２１
唐津市○
○第○学
校共同事
務室長印

議案第１２号

唐津市学校給食管理運営規則の一部を改正する規則制定について

唐津市学校給食管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和４年３月２４日　提出

唐津市教育委員会

教育長　栗　原　宣　康

提案理由　学校給食の参考献立は、旧唐津市内に栄養士が所属していない学校が多数あったことから、栄養部会で作成し、教育委員会を通じて全ての市内小中学校及び学校給食センターに配布してきたが、現在は、栄養教諭及び栄養職員が学校に配置され、配置されていない学校についてももれなく兼務し、献立を作成している。そのため、学校給食の参考献立の必要性はなくなったと考えられ、唐津市学校給食献立管理委員会で審議の結果、令和４年度分から学校給食の参考献立を廃止することが決定したため、改正するもの。

規　則　案　の　概　要

１　規則案の題名

唐津市学校給食管理運営規則の一部を改正する規則

２　改正理由

学校給食の参考献立は、旧唐津市内に栄養士が所属していない学校が多数あったことから、栄養部会で作成し、教育委員会を通じて全ての市内小中学校及び学校給食センターに配布してきたが、現在は、栄養教諭及び栄養職員が学校に配置され、配置されていない学校についてももれなく兼務し、献立を作成している。そのため、学校給食の参考献立の必要性はなくなったと考えられ、唐津市学校給食献立管理委員会で審議の結果、令和４年度分から学校給食の参考献立を廃止することが決定したため、改正するもの。

３　規則案の内容

唐津市学校給食献立管理委員会で審議する事項から、「学校給食の参考献立に関すること」を削除するもの。

４　施行期日

令和４年４月１日から施行する。

唐津市教育委員会規則第　　号

唐津市学校給食管理運営規則の一部を改正する規則

唐津市学校給食管理運営規則（平成１９年教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号を次のように改める。

(1) 削除

第５条第１項中第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

議案第１２号参考資料

唐津市学校給食管理運営規則の一部改正新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（学校給食献立管理委員会） **第５条**　教育委員会は、次に掲げる事項を審議するため、唐津市学校給食献立管理委員会（以下「献立管理委員会」という。）を置く。 (1) 削除 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 ２～８　略	（学校給食献立管理委員会） **第５条**　教育委員会は、次に掲げる事項を審議するため、唐津市学校給食献立管理委員会（以下「献立管理委員会」という。）を置く。 (1) 学校給食の参考献立に関すること (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 ２～８　略

議案第１３号

唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則制定について

唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和４年３月２４日　提出

唐津市教育委員会

教育長　栗　原　宣　康

提案理由　　新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産及び所得の減少等により家計が急変し、修学困難となった者を対象に奨学生を追加募集するため、改正するもの。

規　則　案　の　概　要

１　規則案の題名

唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

２　改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産及び所得の減少等により家計が急変し、修学困難となった者を対象に奨学生を追加募集するため、改正するもの。

３　規則案の内容

新型コロナウイルス感染症の影響で、修学困難となった者を対象に奨学生を追加募集するため、令和２年度から令和３年度まで、奨学生の対象者、募集人員及び支払いの時期を変更したが、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないため、奨学生の対象者、募集人員及び支払いの時期の変更を令和４年度まで延長し、奨学生を追加募集するもの。

４　施行期日

公布の日から施行する。

唐津市教育委員会規則第　　号

唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

唐津市奨学基金条例施行規則（平成１７年教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「条例」という。」を削る。

附則第４項の見出し中「及び」を「から」に、「令和３年度」を「令和４年度までの」に改め、同項中「令和３年度」を「令和４年度」に改め、「第１項」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第１３号参考資料

唐津市奨学基金条例施行規則の一部改正新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（趣旨） **第１条**　この規則は、唐津市奨学基金条例（平成１７年条例第８０号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 **附　則** （令和２年度から令和４年度までの唐津市奨学生に関する特例） ４　令和２年度から令和４年度までの間、第２条＿＿＿第２号中「入学する者若しくは大学の第３学年に編入する者」とあるのは「入学する者若しくは大学の第３学年に編入する者又は在学する者」と、第３条第３項中「入学し、又は編入するとき」とあるのは「入学し、若しくは編入し、又は在学するとき」と、別表（第３条関係）中「毎学年の初め」とあるのは「毎学年の年度中」と、「２４人以内」とあるのは「６０人以内」と、「入学時又は編入時」とあるのは「入学時、編入時又は在学中」と、「１９人以内」とあるのは「６０人以内」とする。	（趣旨） **第１条**　この規則は、唐津市奨学基金条例（平成１７年条例第８０号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 **附　則** （令和２年度及び令和３年度＿＿＿唐津市奨学生に関する特例） ４　令和２年度から令和３年度までの間、第２条第１項第２号中「入学する者若しくは大学の第３学年に編入する者」とあるのは「入学する者若しくは大学の第３学年に編入する者又は在学する者」と、第３条第３項中「入学し、又は編入するとき」とあるのは「入学し、若しくは編入し、又は在学するとき」と、別表（第３条関係）中「毎学年の初め」とあるのは「毎学年の年度中」と、「２４人以内」とあるのは「６０人以内」と、「入学時又は編入時」とあるのは「入学時、編入時又は在学中」と、「１９人以内」とあるのは「６０人以内」とする。

議案第１４号

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程を別紙のように制定するものとする。

令和４年３月２４日　提出

唐津市教育委員会

教育長　栗　原　宣　康

提案理由　　唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成１７年教育委員会規則第１４号）の改正に伴い、「学校共同事務室長」の名称を「学校運営支援室長」に改めるもの。

規　程　案　の　概　要

１　規程案の題名

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

２　改正理由

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成１７年教育委員会規則第１４号）の改正に伴い、「学校共同事務室長」の名称を「学校運営支援室長」に改めるもの。

３　改正内容

「学校共同事務室長」の名称を「学校運営支援室長」に改めるもの（第３条関係）

４　施行期日

令和４年４月１日から施行する。

唐津市教育委員会規程第　　号

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年３月　　日

唐津市教育委員会

教育長　栗　原　宣　康

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程（平成１７年教育委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「学校共同事務室長」を「学校運営支援室長」に改める。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

議案第１４号参考資料

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部改正新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（専決事項） 第３条　略 ２　市立の小学校長、中学校長及び統括事務長又は事務長である学校運営支援室長が専決できる事項は、別表第２のとおりとする。	（専決事項） 第３条　略 ２　市立の小学校長、中学校長及び統括事務長又は事務長である学校共同事務室長が専決できる事項は、別表第２のとおりとする。

○唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程

平成１７年１月１日
教育委員会規程第１号
改正　平成１８年１月１日教委規程第１号
平成１８年４月１日教委規程第２号
平成２２年３月３１日教委規程第２号
平成２３年３月２４日教委規程第１号
平成２４年４月２６日教委規程第１号
平成２４年７月２６日教委規程第２号
平成２６年３月２８日教委規程第１号
平成２７年３月２７日教委規程第２号
（唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程等の一部を改正する規程第１条による改正）
平成３０年７月２６日教委規程第１号
平成３１年３月２８日教委規程第１号
令和３年３月２４日教委規程第３号

（趣旨）

第１条　この規程は、唐津市教育委員会の事務の迅速な処理と責任の明確を期するため、教育長の権限に属する事務であって、別に定めのあるものを除くほか、教育部長等が専決及び代決できる事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 専決　教育長の権限に属する事務の一部を教育部長、市民センター長及び課長等が、その責任において常時決裁すること。

(2) 代決　教育長又は専決することができる者（以下「専決権者」という。）が不在のとき、その決裁すべき事務を認められた範囲内で、一時的に教育長又は当該専決権者に代わり決裁することをいう。

(3) 市民センター長　浜玉市民センター長、厳木市民センター長、相知市民センター長、北波多市民センター長、肥前市民センター長、鎮西市民センター長、呼子市民センター長及び七山市民センター長をいう。

(4) 課長等　唐津市教育委員会事務局組織規則（平成１７年教育委員会規則第７号）に定める課長をいう。

（平１８教委規程１・平２４教委規程１・平２７教委規程２・一部改正）

（専決事項）

第３条　教育部長、市民センター長及び課長等が専決できる事項は、別表第１のとおりとする。

２　市立の小学校長、中学校長及び統括事務長又は事務長である学校共同事務室長が専決できる事項は、別表第２のとおりとする。

（平２３教委規程１・平２７教委規程２・令３教委規程３・一部改正）

（代決）

第４条　教育長が決裁すべき事務について、教育長が不在のときは、教育部長がその事務を代決することができる。

２　教育部長が専決できる事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

(1) 教育部長が不在のとき　参事（部長相当職）

(2) 教育部長及び参事（部長相当職）がともに不在のとき　教育副部長

(3) 教育部長、参事（部長相当職）及び教育副部長がいずれも不在のとき　課長等

３　市民センター長が専決できる事務について、市民センター長が不在のときは産業・教育課長がその事務を代決することができる。

４　課長等が専決できる事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

(1) 課長等が不在のとき　参事（課長相当職）

(2) 課長等及び参事（課長相当職）がともに不在のとき　副課長

(3) 課長等、参事（課長相当職）及び副課長がいずれも不在のとき　係長

（平２２教委規程２・平２７教委規程２・平３０教委規程１・平３１教委規程１・一部改正）

（軽易な事務の処理）

第５条　別表第１に定めのない事項であって軽易なものは、教育部長、市民センター長及び課長等においてそれぞれ処理することができる。

（平２７教委規程２・一部改正）

（重要異例事項に関する特例）

第６条　第３条及び第４条の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項については、あらかじめ処理の方針を指示されたもの又は特に急を要するもののほかは、専決又は代決をすることができない。

（後閲）

第７条　代決した事項については、速やかに上司に後閲を受け、又は報告しなければならない。

（平３０教委規程１・全改）

（合議等）

第８条　合議は、決裁事項及び専決事項に関係を有する他の部署に対し、同意の意思表示を求める場合にのみ行うものとする。

２　合議にあたっては、決裁事項及び専決事項に係る意思決定に必要な職員のみを対象とし、事務の効率化を図らなければならない。

（平３０教委規程１・追加）

附　則

この規程は、平成１７年１月１日から施行する。

附　則（平成１８年教委規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年教委規程第２号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年教委規程第２号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年教委規程第１号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年教委規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年教委規程第２号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年教委規程第１号）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年教委規程第２号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年教委規程第１号）

この規程は、平成３０年８月１日から施行する。

附　則（平成３１年教委規程第１号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和３年教委規程第３号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１（第３条、第５条関係）

（平３０教委規程１・全改、令３教委規程３・一部改正）

専決事項

教育部長が専決できる事項
1　市議会の議案に関連し配付する資料のうち軽易なものに関すること。
2　教育副部長及び課長等の６泊７日以内の旅行命令に関すること。
3　副課長以下の職員の７泊８日以上の旅行命令及び外国への旅行命令に関すること。
4　教育副部長及び課長等の週休日等の勤務命令に関すること。
5　教育副部長及び課長等の休暇に関すること。
6　副課長以下の職員の３日を越え１月未満の休暇に関すること。

７　教育副部長及び課長等の事務引継ぎに関すること。 ８　定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に関すること。 ９　名義後援に関すること。 １０　通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関すること（軽易なものを除く。）。 １１　唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。 １２　部内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関すること。 １３　広報及び刊行物の編集発行に関すること（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）。 １４　財産の１年以内の貸付け及び使用許可に関すること（新規のものを除く。）。 １５　軽易な協定、覚書等に関すること。 １６　物品の供用管理に係る調整に関すること。 １７　不用品の処分に関すること。 １８　教育委員会事務局の事務・事業の執行管理に関すること。 １９　教育委員会事務局の事務・事業の調整に関すること。 ２０　定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に関すること。 ２１　所管に属する諸団体との連絡調整に関すること。 ２２　附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関すること。 ２３　都道府県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関すること。 ２４　学校教職員の恩給及び退職手当並びに共済組合等に関すること。 ２５　学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に関すること。 ２６　国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に関すること。 ２７　前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は簡易な事項に関すること。
市民センター長が専決できる事項
１　市議会の議案に関連し配付する資料のうち軽易なものに関すること。

２　課長等の６泊７日以内の旅行命令に関すること。

３　副課長以下の職員の７泊８日以上の旅行命令及び外国への旅行命令に関すること。

４　課長等の週休日等の勤務命令に関すること。

５　課長等の休暇に関すること。

６　副課長以下の職員の３日を越え１月未満の休暇に関すること。

７　課長等の事務引継ぎに関すること。

８　定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に関すること。

９　名義後援に関すること。

１０　通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関すること（軽易なものを除く。）。

１１　唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。

１２　市民センター内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関すること。

１３　広報及び刊行物の編集発行に関すること（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）。

１４　財産の１年以内の貸付け及び使用許可に関すること（新規のものを除く。）。

１５　軽易な協定、覚書等に関すること。

１６　物品の供用管理に係る調整に関すること。

１７　不用品の処分に関すること。

１８　市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の執行管理に関すること。

１９　市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の調整に関すること。

２０　定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に関すること。

２１　所管に属する諸団体との連絡調整に関すること。

２２　附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関すること。

２３　学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に関すること。

２４　国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に関すること。 ２５　前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は軽易な事項に関すること。
課長等が専決できる事項
１　副課長以下の職員の６泊７日以内の旅行命令に関すること。 ２　旅行依頼に関すること。 ３　副課長以下の職員の週休日等の勤務命令に関すること。 ４　時間外勤務命令に関すること。 ５　副課長以下の職員の３日以下の休暇に関すること。 ６　副課長以下の職員の事務引継ぎに関すること。 ７　職員等への貸与品の貸与に関すること。 ８　軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関すること。 ９　所掌事務に係る証明に関すること。 １０　軽易又は定例的な広報及び刊行物の編集発行に関すること。 １１　施設の利用許可に関すること。 １２　所管施設の維持管理に関すること。 １３　税外収入の納入通知に関すること。 １４　歳計外現金に関すること。 １５　物品の検収に関すること。 １６　課内の事務・事業の執行管理に関すること。 １７　課内の事務・事業の調整に関すること。 １８　配置職員の事務分掌の決定に関すること。 １９　庁用自動車の管理に関すること。 ２０　小学校及び中学校の転入学及び通学区域外の入学に関すること。 ２１　所管に属する市民の諸団体の育成に関すること。

別表第２（第３条関係）

（平２３教委規程１・全改、令３教委規程３・一部改正）

専決事項

小学校長及び中学校長が専決できる事項
1　市費配置職員の日帰りの旅行命令に関すること。 2　市費配置職員の３日以下の休暇に関すること。 3　軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関すること。 4　所掌事務に係る軽易な証明に関すること。 5　職員の事務引継ぎに関すること。 6　物品の検収に関すること。
統括事務長又は事務長である学校共同事務室長が専決できる事項
1　物品の供用及び出納通知に関すること。 2　事務処理に関する調査の実施及び資料の収集に関すること。 3　共同実施業務に関すること。 4　共同実施業務に関する事務の調整に関すること。 5　共同実施業務に関する照会、回答に関すること。 6　共同実施業務のうち設備の管理に関すること。 7　共同実施業務に係る学校共同事務室員の旅行命令、時間外勤務命令に関すること。

議案第１５号

旧厳木小学校瀬戸木場分校の用途廃止について

旧厳木小学校瀬戸木場分校学校用地について、厳木市民センター総務・福祉課へ管理替えを行うものとする。

令和４年３月２４日　提出

唐津市教育委員会

教育長　栗　原　宣　康

提案理由　　旧厳木小学校瀬戸木場分校の利活用に伴い、学校用地を厳木市民センター総務・福祉課へ管理替えするもの。

旧厳木小学校瀬戸木場分校の用途廃止について

１　概要

旧厳木小学校瀬戸木場分校は平成２１年３月末で閉校し、現在は使用していない。

令和３年１２月に㈱ウェストエネルギーソリューション（広島市）から同瀬戸木場分校グランドに低圧の太陽光発電所の設置用地として利用願いが提出されたことにより、土地の一部を利用するには教育財産としての用途を廃止し、普通財産として管理替えを行うもの。

２　管理替する用地

(1) 旧厳木小学校瀬戸木場分校用地

所　在　地：唐津市厳木町瀬戸木場５１番２３　他２１筆

台 帳 面 積：１０,４５９．００㎡

管理替面積：１０,４５９．００㎡

３　今後の手続きについて

唐津市公有財産規則第６条から第９条までに基づく手続きを行う。

厳木町全図

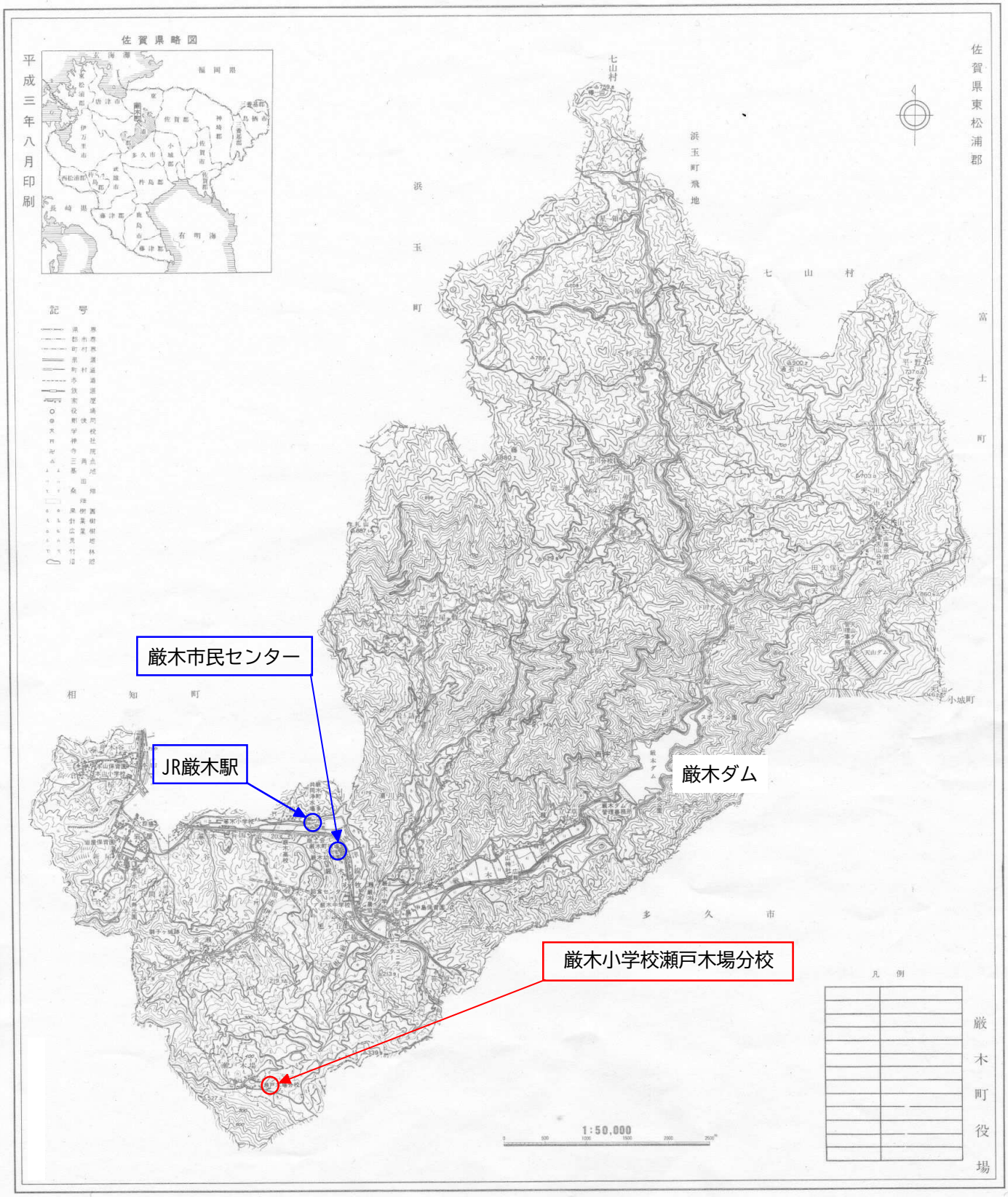
平成三年八月印刷
佐賀県略図
記号
厳木市民センター
JR厳木駅
厳木ダム
厳木小学校瀬戸木場分校
相知町
浜玉町
七山村
佐賀県東松浦郡
富士町
小城町
多久市
凡例
厳木町役場
1:50,000

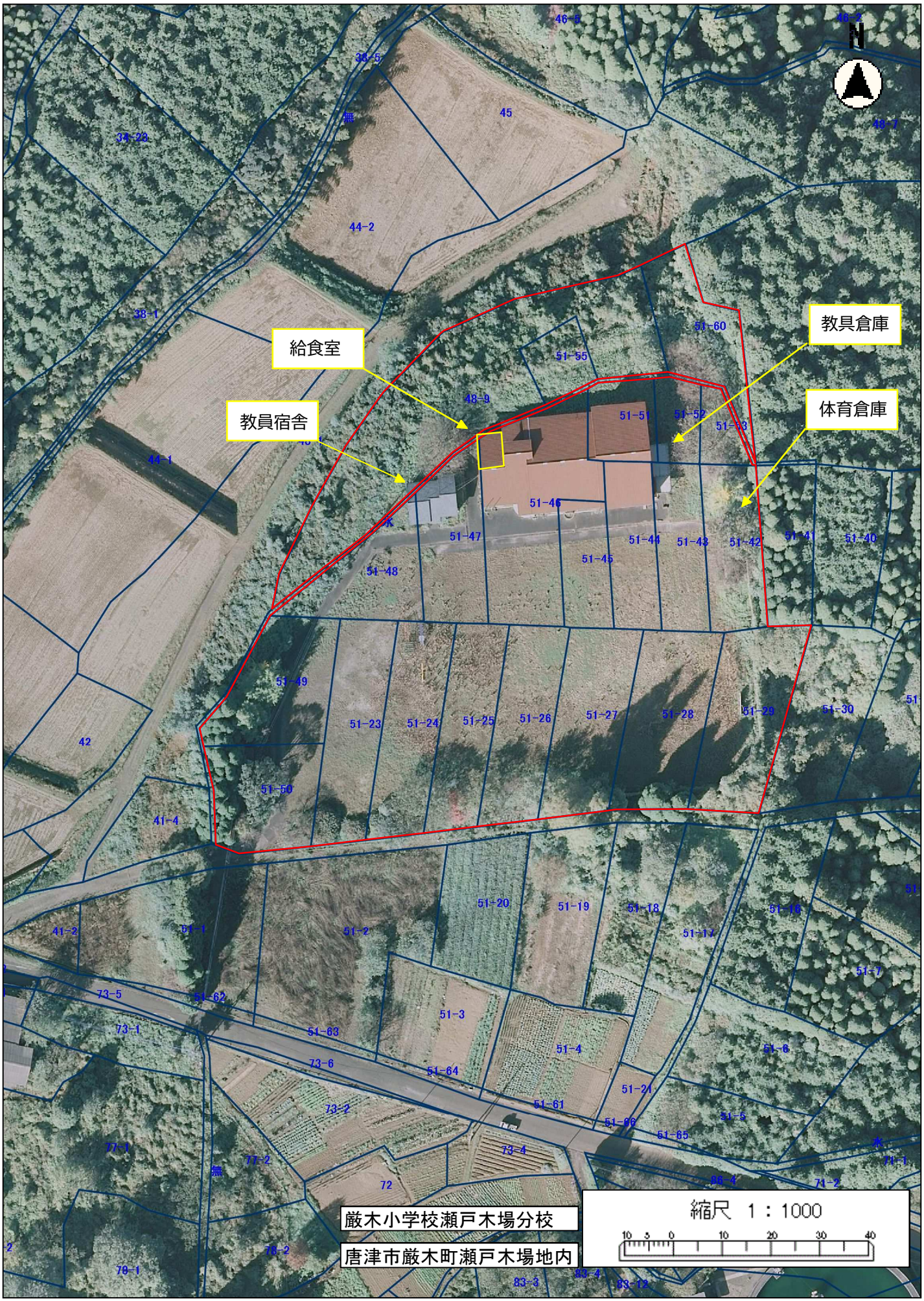
給食室
教員宿舎
教具倉庫
体育倉庫
厳木小学校瀬戸木場分校
唐津市厳木町瀬戸木場地内
縮尺 1：1000
N

厳木小学校瀬戸木場分校現況写真